

仕様書

1. 件名

令和7年度東京と日本全国の各自治体との連携によるインバウンドプロモーション業務委託

2. 目的

東京都（以下「都」という。）はこれまで、日本各地の地域や自治体等と連携して、海外市場を対象とした観光プロモーション事業を実施してきた。本事業においては、インバウンド需要をより積極的に取り込んでいくため、各自治体の海外市場における認知度や当該市場からの旅行者の来訪状況等に即した手法及びターゲット設定により、効果的な観光プロモーションを実施し、日本のゲートウェイである東京と日本各地の相互送客と周遊旅行促進をはかる。

3. 契約期間

令和7年5月29日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 対象市場・ターゲット層

海外市場を対象として、連携先自治体との事業ごとに設定する。

6. 全体運営

（1）連携先自治体について

北海道、青森県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県の11自治体

（2）取り組み姿勢

- ・都及び各連携先自治体に関する対象市場における外国人旅行者の認知度、旅行意欲・検討状況及び来訪状況等のデータを踏まえて、対象市場・ターゲット層のニーズ等を十分に調査・分析して、効果的かつ効率的に事業を遂行すること。
- ・持続可能な観光の在り方を念頭に置いて事業実施に当たること。
- ・都と各連携先自治体双方の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見をもって事業を運営すること。
- ・本事業における発信内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

（3）体制及び運営管理

- ・本事業における具体的な作業フローを含む実施体制を明確化し、体制図を財団に提出すること。パートナー会社含め体制管理を徹底し、内容に変更が生じた際は、速やかに調整するとともに財団に共有すること。
- ・招聘旅行の実施や媒体運営に際して、緊急連絡体制図を必要に応じて作成し、財団に提出すること。
- ・各事業の詳細な年間スケジュール及び各作業項目の進捗管理表を作成し、遅滞なく実施すること。月1回の定例ミーティング等で進捗状況を綿密に財団に報告すること。

(4) 連絡調整及び報告

- ・事業実施に際して必要となる連携先への確認・連絡・調整に一切を行うこと。
- ・各業務実施完了後及び全事業実施完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。

(5) 使用する素材等の制作・手配及び翻訳について

- ・テキスト、画像等を含む全ての情報について、各施設やイベント主催者等の関係各所及び版権元に掲載許諾を得ること。許諾申請に必要な手続き、交渉は全て受託者が行うものとする。許諾状況の管理と財団への報告を適宜行うこと。
- ・静止画、動画を含む画像、イラスト等は原則として、無期限で使用できること。万一、使用期限がある場合は、使用期限の管理表を作成して財団に提出すること。
- ・関係先に対して掲載内容の事前確認を行う必要がある場合は、日本語の原稿を用いて行うこと。連絡調整に丁寧に対応すること。
- ・掲載情報に関する事実確認を徹底すること。
- ・記事や広告等の掲出に際して、各媒体の規定やトンマナ等を踏まえて、適切なテキスト、画像等の素材を準備すること。媒体のガイドラインの更新等、最新情報を収集し、財団に適切に共有すること。
- ・記事広告等の原稿やキャッチコピー等のテキストを制作する際は、対象市場において最適な言語を使用すること。原則として、十分な実績と類似案件の経験豊富な当該言語のネイティブライターが制作し、ネガティブに受け止められる表現にならないよう細心の注意を払うこと。
- ・テキスト掲載及び校閲・校正に当たっては、当該ライター以外のネイティブレベルの者が確認及び修正に当たり、正しい内容を掲載すること。また、修正の反映漏れや誤り等の発生を防ぎ、効率的良く制作を進行すること。
- ・固有名詞の表現等について、財団及び都県の指定がある場合は、それに従うこと。
- ・機械翻訳は不可とする。
- ・本事業において制作・使用する画像、原稿及びそれらを含む記事等の制作物については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団及び都、連携先自治体による広報及び観光振興に係る事業活動において使用することがある。各制作物や画像、原稿の使用について留意事項がある場合は、財団に共有し関連する情報を管理すること。

7. 委託内容

(1) 実施体制の構築と全事業運営及び進行管理

本事業における企画、実施、運営管理、報告、その他必要な一切を手配し、全事業を統括する体制を構築し、各事業及び事業全体の進行管理を行い、円滑に実施すること。

(2) 各自治体とのタイアッププロモーション事業の実施

プロモーション手法毎の別紙 1～3 を参考の上、以下の連携事業を実施すること。

「別紙 1 インフルエンサー、メディア、旅行会社の招聘によるプロモーションの実施」

「別紙 2 大手訪日メディアを活用したプロモーションの実施」

「別紙 3 OTA との連携によるプロモーションの実施」

各自治体との連携事業の詳細は、別紙 4～14 を参照のこと。

① 北海道と連携した旅行会社招聘によるプロモーションの実施（別紙 4）

② 青森県と連携した旅行会社及びメディア・インフルエンサー招聘によるプロモーションの実施（別紙 5）

③ 奈良県と連携したメディア及びインフルエンサー招聘によるプロモーションの実施
(別紙 6)

④ 埼玉県と連携したメディア・インフルエンサー招聘によるプロモーションの実施
(別紙 7)

⑤ 岡山県と連携したメディア・インフルエンサー招聘によるプロモーションの実施
(別紙 8)

⑥ 神奈川県と連携したインフルエンサー招聘によるプロモーションの実施（別紙 9）

⑦ 山梨県と連携したインフルエンサー招聘によるプロモーションの実施（別紙 10）

⑧ 茨城県との連携による大手訪日メディアを活用したプロモーションの実施（別紙 11）

⑨ 群馬県との連携による動画を活用したオンラインプロモーションの実施（別紙 12）

⑩ 和歌山県との連携による OTA 連携プロモーションの実施（別紙 13）

⑪ 広島県との連携による OTA 連携プロモーションの実施（別紙 14）

8. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9. 秘密の保持

受託者は、「8.第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「8.第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10.著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記

仕様書」(*1) 第14に定めるところによる。

(*1) https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

1 1. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 2. 個人情報の保護等

(1) 「公益財団法人東京観光財団個人情報取扱要領」(*2) を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」(*3) に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり「8.第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

(*2) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

(*3) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

本業務委託で取り扱う個人情報は以下を想定している。

- ① 「7. 委託内容 (2)」で財団が受託者に提供する各連携先自治体担当者の情報（所属、氏名、連絡先等）及び、受託者が収集する取材先関係者、招聘旅行・意見交換会参加者、モデルの情報（所属・役職・氏名・連絡先等）
- ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや Cookie 等）も同様に個人情報とみなす。

(2) 公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」(*4) 及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(前述 *1) に定められた事項を遵守すること。

(*4) https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、「8.第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ① 当財団職員を含め、本委託業務の遂行に当たる関係者の氏名/メールアドレス など
- ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや Cookie など）も同様に留意すること。

1 3. 完了報告

(1) 委託完了届

財団所定の「委託完了届」を提出すること。

(2) 報告書

① 事業全体の報告書データ

A4 版、横書きカラーで作成の上、電子データを CD-R または DVD-R で 1 枚納品すること。

② 制作したクリエイティブデータ及びその二次使用について整理したリスト

③ 掲出された記事広告等全てのクリッピングデータ及び媒体本誌

14. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、事業費の一部は、連携先自治体等から直接受託者へ支払う場合がある。その際、自治体等の担当者と直接、連絡・調整を行い、必要に応じて指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、精算処理を速やかに行うこと。

15. その他

- (1) 一部但し書きのある費用を除いて、本事業に係る全ての費用を委託料に含むこととする。
- (2) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (4) 本仕様書に定める委託内容の履行に当たっては、財団、都及び各連携先自治体と協議し、その同意の上で進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部観光事業課

電話：03-5579-2683